

平成31年1月に発生した八戸学院野辺地西高等学校における重大事態（当校の生徒であった故山田武さんの自死）に係る損害賠償請求訴訟の和解について

平成31年1月に発生した八戸学院野辺地西高等学校における重大事態（当校の生徒であった故山田武さんの自死）に係る損害賠償請求訴訟について、令和7年11月28日（裁判所注：和解成立日）、

①学校法人光星学院は、青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会の再調査報告書の内容を真摯に受け止め、これを尊重する

②故山田武さんのご両親は、学校法人光星学院に対する損害賠償の請求を放棄する

の2つを主たる内容とする裁判上の和解が成立しましたので、関係者の皆様方にお知らせします。

なお、具体的な和解条項は下記のとおりです。

記

- 1 被告（学校法人光星学院）は、原告ら（故山田武さんのご両親）に対し、青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会が令和3年3月30日付けでとりまとめた「平成31年八戸学院野辺地西高等学校重大事態再調査報告書」の内容を真摯に受け止め、これを尊重するものであることを確認する。
- 2 （和解条項を当校のホームページ上で掲載する条項）
- 3 原告らは、被告に対するその余の請求を放棄する。
- 4 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上